

○ 資源管理基本方針の一部を改正する告示（案）への提出意見及び意見考慮結果・理由等

※行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

番号	御意見の概要	検討結果
	<p>【変更事項1】「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6年3月公表）を踏まえた本則等の規定の見直しについて</p>	
1	<p>私は漁業関係者ではありません。しかし、年々秋に小売店で売られているサンマがどんどんやせ細っていく、数が減っている状況を見てますと、日本の漁獲制限が後手後手でどんどん日本近海の魚の漁獲量が減っているのだなあと感じます。</p> <p>補助金漬けでも良いので漁船数、漁業者の数を昔のノルウェーが行った政策並みに日本でも速やかに減らさないと、漁獲量は再び増加することはないと考えられます。</p> <p>半導体のみならず、漁業制限でも補助金が大量に投入されま すよう心より願っております。</p>	<p>令和12年度までに漁獲量を444万トンに回復させることを目標として、令和2年に策定した「新たな資源管理推進に向けたロードマップ」に沿って、数量管理（TAC管理）を基本とする資源管理の取組を進めてきたところです。</p> <p>本年3月には、これまでの取組状況を踏まえ、令和6年度以降の具体的な取組を示した新たなロードマップ（※）を策定したところであり、引き続き、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指し、当該ロードマップに沿って資源管理を推進してまいります。</p> <p>（※） <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/at_TAC_h/pdf/index-507.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/at_TAC_h/pdf/index-507.pdf</a></p>
2	<p>TAC魚種拡大ありきではなく、理解を得る努力を先行させるべき。</p> <p>「新たなロードマップ」では「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」、「旧ロードマップ」では「漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進める」とあるが、</p>	<p>「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に記載しているとおり、TAC資源の拡大を含む資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で進めることとしております。</p> <p>具体的には、TAC資源拡大の検討にあたっては、決して「T</p>

	<p>これまでのTAC魚種拡大に係る水産庁からの説明に接して、理解できたと感じたことはなく、理解したと表明したこともない。</p> <p>カタクチイワシ対馬暖流系群での進め方が典型的であったが、SH会合の場で、会場から「理解できない」趣旨の発言が多く出ていても、「ステップ1に移行」との言い方でTAC魚種化を進め、かつ「ステップダウンはしない」と説明するやり方に、強い不信感を持っている。</p> <p>クロマグロなどTAC化が先行した魚種では、現場に不和や混乱が生じており、漁業者はそれを肌身を感じている。国にはこの事態を収束させる責任があり、漁業者の理解と協力は、それなくして進まない。国は、TAC魚種拡大ありきの進め方を改め、現行TAC魚種の管理成果を浜の調和という目に見える形で示した上で、漁業者の理解と協力を得る努力を先行するべき。</p>	<p>A C資源拡大ありき」ではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステークホルダー会合（SH会合）を複数回開催し、漁業者をはじめとする関係者と議論を行う場を設けてきたほか、</li> <li>・ 当該SH会合の前後に、関係都道府県庁の担当者とも相談しながら、各地の浜に赴き、現地説明会等も積極的に開催してきたところであり、今後とも、このような取組を継続してまいります。</li> </ul> <p>既存のTAC資源を含め、現地説明会等の御要望がありましたら可能な限り対応してまいりますので、直接又は関係漁協等を通じて、水産庁資源管理推進室までぜひ御連絡をください。</p>
3	<p>新たな資源管理において進められているMSY理論に基づく管理は、栄養塩環境（基礎生産力）の制限を受けにくい寒流が支配する長寿命の底魚について確立された理論であり、暖流域の浮魚などに直ちに適用できるものでないことを理解すべきである。</p> <p>一昨年に逝去された柳先生が報告した「瀬戸内海・伊予灘の可能漁獲量」2003年、九州大学大学院総合理工学報告第25巻第2号265-268頁、「瀬戸内海における富栄養化・貧栄養化の力学」2014年、沿岸海洋研究 第52巻第1号3-10頁などで記述さ</p>	<p>MSY理論は、御指摘のような寒流が支配する長寿命の底魚のみを対象とするものではなく、浮魚であっても対象となっています。</p> <p>また、MSYは、改正漁業法（昭和24年法律第267号）第12条第1項で、「現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値をいう」とされています。例えば、栄養塩の制限があり、親魚を増やしても漁獲量が増えない関係が見られるような資源であれば、MSYはそれに見合った数量となり、逆に栄養塩の制限がなく、</p>

れているとおり、栄養塩の現存量と漁獲量とは密接な関連がある。このため、栄養塩環境（基礎生産力）の制限がある瀬戸内海をはじめとする暖流系の海域（鉛直混合が起こりにくい）においては、漁獲量を制限するだけでは必要な親魚量を確保することができず、MSYを実現することが困難であることは明白である。

「令和7年（2025年）度までに、（中略）80パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。」とし、「令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目標」とするのであれば、人為的なコントロールが可能な環境収容力を増大させるための栄養塩管理や幼稚仔魚の育成場となる浅海域や藻場の造成についても言及すべきである。

なお、本則、第1の2(3)では、「自然死亡は、人為的には管理できない」とし、資源管理部局は全ての責任を回避しようとしているが、現実には、水産庁の別部局では令和5年12月に「藻場・干潟ビジョン」を改訂し、「水産資源の増大に必要不可欠な藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造対策を推進するための基本的な考え方」を示し、ソフト・ハードが一体となった取り組みを支援している。

また、海域の栄養塩管理に関しては、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部が改正され、令和4年4月1日から施行された。この改正により、削減一辺倒だった栄養塩管理が関係者の合意によって府県知事が管理目標を設定できるようになった。

これらの施策は水産資源の持続的利用についても対象とした

親魚が増えれば漁獲量が増える関係が見られるような資源であれば、MSYもそれに見合った数量となります。

御意見をいただいた藻場・干潟等については、豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしており、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図ることは重要です。また、水産資源の生産性の確保のため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を図り、地域による栄養塩類管理方策の策定に寄与することとしており、これらのことは令和4年3月に策定した水産基本計画でも記載しています。

資源管理基本方針は、改正漁業法に基づき、資源管理の目標や漁獲可能量の配分基準等の資源管理に関する事項を規定するものとされています。このため、上記の藻場・干潟等の保全・創造等の取組を同方針に規定することは適当ではないと考えていますが、これら取組も、資源管理の取組と並行して実施してまいります。

	<p>ものであり、単に「人為的に管理できない」とするのではなく、瀬戸内海等の海域にあっては、環境収用力を考慮した施策とし、他部局・他省庁とも連携を図りながら、真の資源管理が実行されることを願う。</p>	
	<p>【変更事項 2】「別紙 2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管理区分（まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業）の設定について</p>	
4	<p>気候変動に伴う海洋環境の変化により、資源の来遊や漁獲対象に変化がみられるなど水産資源の動向を見通すことが困難な状況である中で、新たな管理区分を追加することとなるため、漁獲可能量については、関係者、特に同じ大臣管理区分である大中型まき網と沖合底びき網漁業者の十分な理解を得たうえで、配分をお願いしたい。</p> <p>また今後の制度運用にあたっては、急激に資源状況が変化した場合などにおいて、漁獲枠が不足して休漁が必要になるなど漁業者への損失が生じないように、柔軟な対応が可能な制度の検討を併せてお願いしたい。</p>	<p>漁獲可能量の配分基準については、現状、資源管理基本方針の別紙 2-15 の第 6 の 1 (1) の規定に基づき、「漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和 2 年(2020 年)から令和 4 年(2022 年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する」こととしています。T A C の配分に係る基準年は基本的に 3 年ごとに更新しており、次回更新予定の令和 9 管理年度に向けては、基準年の更新にとどまらず、近年の海洋環境の変化等や実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A C の配分方法について関係者と議論してまいります。</p> <p>また、T A C の柔軟な運用については、これまでも、資源の特性や漁業の実態を踏まえて必要に応じて導入してきているところであり、引き続き、関係者の皆様と議論をしながら、より良い T A C 管理を実現するための手法を検討してまいります。</p>
5	<p>令和 5 年度のまさば太平洋系群の資源評価が令和 4 年度評価から大幅な下方修正となっているなど、現時点ではさば類の資源</p>	<p>漁獲可能量については、資源評価によって算定された生物学的許容漁獲量(A B C)の範囲内で定めることとしています。他方、</p>

	<p>評価は不確実性が高いと考えられるため、漁獲可能量については、漁業者の経営に配慮して設定するとともに、資源量急増の際には速やかに十分な追加配分を受けられるなどの制度を設け、関係者、特に大臣管理区分である大中型まき網と沖合底びき網漁業者の十分な理解を得たうえで配分をお願いしたい。</p>	<p>資源評価には一定の不確実性を伴うことなどを踏まえ、これまでも、資源の特性や漁業の実態を踏まえてT A Cの柔軟な運用について必要に応じて導入してきたところであり、引き続き、関係者の皆様と議論をしながら、より良いT A C管理を実現するための手法を検討してまいります。</p> <p>また、漁獲可能量の配分基準については、現状、資源管理基本方針の別紙2-15の第6の1(1)の規定に基づき、「漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する」としています。T A Cの配分に係る基準年は基本的に3年ごとに更新しており、次回更新予定の令和9管理年度に向けては、基準年の更新にとどまらず、近年の海洋環境の変化等や実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A Cの配分方法について関係者と議論してまいります。</p>
6	<p>大臣管理区分に新たに沖合底びき網漁業を追加して、数量管理を行う点については、漁獲実績が急増している実態を見ると、追加手続きが遅かった感があるが、導入自体は歓迎する。</p> <p>沖合底びき網漁業に対し、努力量を増加させない管理をする方針としていたにもかかわらず漁獲量は急増し、その実績を反映したT A Cを割り当てようとしていることは、先行してさば類の資源管理に取り組んできたまき網漁業者としては釈然としない点がある。</p> <p>今後の漁獲割当の配分のあり方については、過去の実績で単純</p>	<p>沖合底びき網漁業については、改正漁業法(昭和24年法律第267号)に基づくT A C管理が開始された令和3管理年度(令和3年7月～令和4年6月)以降、まさば及びごまさば太平洋系群のT A C報告が行われています。</p> <p>令和3管理年度以降、沖合底びき網漁業の努力量が増加したとは認識しておりませんが、当該T A C報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、T A C管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分を設定し、配分する量を明示することとしました。</p>

	<p>に配分を決めるルールとしない方向が示されているが、今後余裕をもって、関係漁業者と十分な調整を図っていただきたい。</p>	<p>漁獲可能量の配分基準については、現状、資源管理基本方針の別紙2-15の第6の1(1)の規定に基づき、「漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する」こととしています。TACの配分に係る基準年は基本的に3年ごとに更新しており、次回更新予定の令和9管理年度に向けては、基準年の更新にとどまらず、近年の海洋環境の変化等や実際の漁獲状況も踏まえつつ、TACの配分方法について十分に関係者と議論してまいります。</p>
7	<p>北部太平洋のまき網漁場では、直近のマサバ漁獲量は3年前の10分の1にまで激減しており、資源状況の悪化を強く懸念してきたところであるが、本年の資源評価では、漁期年によっては当初見積もりから半減するなど、大幅な下方修正がなされた。資源減少の要因は、黒潮続流の異常な北偏・接岸と親潮弱勢等による、かつてみられない程の水温上昇等の海洋環境の激変とされており、さらなる資源の悪化を懸念している。</p> <p>マサバ資源をめぐるこのような状況の下、今回、資源管理基本方針「変更事項2」において、大臣管理区分に「沖合底びき網漁業」が追加され、数量明示した管理が導入されることにより、漁獲が配分数量の範囲内に制限されることになる点は歓迎する。</p> <p>しかしながら、同漁業は、いわゆる努力量を増加させない「現行水準管理」の対象とされてきたにも拘わらず、結果とし</p>	<p>沖合底びき網漁業については、改正漁業法(昭和24年法律第267号)に基づくTAC管理が開始された令和3管理年度(令和3年7月～令和4年6月)以降、まさば及びごまさば太平洋系群のTAC報告が行われています。</p> <p>令和3管理年度以降、沖合底びき網漁業の努力量が増加したとは認識しておりませんが、当該TAC報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、TAC管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分を設定し、配分する量を明示することとしました。</p> <p>漁獲可能量の配分基準については、現状、資源管理基本方針の別紙2-15の第6の1(1)の規定に基づき、「漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する」こととしています。TACの</p>

<p>て漁獲量は増加傾向となった。近年、資源状況が悪化し漁獲可能量や我が国全体での漁獲量の減少がみられていることも踏まえると、増加後の水準に近いTAC配分となったことは腑に落ちないものがあり、大変残念である。</p> <p>この点に関連し、今後努力量が増え漁獲量が増大していくことを懸念しており、配分シェアの見直しについて、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、実際の漁獲状況も踏まえつつ関係者とともに検討を行う、とされている点については、時間的余裕をもって関係業界の意見を十分に聞くとともに、制度を所管される国の立場で、本資源が現在置かれている特別な状況を踏まえて検討を進めていただきたい。特に、同漁業が数量明示管理となることにもない、75%ルール等により留保枠からの追加配分が認められることになるが、その実績を3年後の配分シェア見直し時（令和9管理年度開始）にカウントすることについては、努力量や漁獲量の増加を助長・追認することになりかねないことから、慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>配分に係る基準年は基本的に3年ごとに更新しており、次回更新予定の令和9管理年度に向けては、基準年の更新にとどまらず、近年の海洋環境の変化等や実際の漁獲状況も踏まえつつ、TACの配分方法について十分に関係者と議論してまいります。</p>
<p>【変更事項4】「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりぎめ（南大西洋海域）」の特定水産資源への追加について</p>	
<p>8 今後のステップアップの過程においては、まだらが選択的な漁獲が困難な漁法である底びき網漁業の漁獲対象種であることや、親潮の南下状況により茨城県沖でも急激に漁獲量が増える可能性があることを念頭に、漁獲枠が不足して休漁が必要になるなど漁業者への損失が生じないよう、柔軟な対応が可能な制</p>	<p>まだら本州太平洋北部系群については、底びき網漁業等の選択的な漁獲が困難である漁業種類により漁獲されることから、その管理の在り方が課題として挙げられており、検討した結果、「翌年度からの繰入」制度を導入することとしたところです。</p> <p>今後、ステップ1・2の期間も利用して、引き続き関係者の皆</p>

	<p>度の検討をお願いしたい。</p> <p>また、まだらは遊漁の対象にもなっていることから、遊漁による採捕状況を把握するとともに、漁業者と歩調を合わせた管理を行うことについても併せて検討をお願いしたい。</p>	<p>様と議論をしながら、資源の特性や漁業の実態を踏まえたTACの柔軟な運用を検討し、より良いTAC管理を実現してまいります。</p> <p>遊漁については、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点で漁業も遊漁も変わりありません。このため、採捕報告システム等を活用して、まずは遊漁による採捕量の把握に努め、当該採捕量データ等に基づいて、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していきます。</p>
9	<p>まだら北海道太平洋、北海道日本海について、ステークホルダー会議でも出されていましたが、資源評価について「跨り」、「移入」について全く不明な資源であり、近年の漁獲量の増加の要因についても、全く説明が出来ない状況な資源に関わらず、数量管理を導入することには問題がある。</p> <p>TAC導入候補魚種については、資源評価の精度を向上させることが先ずは優先されるべきではないでしょうか。</p> <p>漁獲報告の手法と並行して資源評価の精度も向上させるという方法で、ステップ1から進めることにも疑問。</p> <p>今般の水産政策審議会でTAC導入が決定されても、ステップ3までの過程は原則3年という期限も柔軟な運用をしてほしいと考えます。</p>	<p>まだら北海道太平洋、北海道日本海の資源について、資源評価の精度向上の必要性については理解しておりますが、現在の評価をベースに数量管理を始めることは可能と考えます。</p> <p>今後、ステップアップ管理の中で、資源評価精度向上の取組も含め様々な課題を関係者の皆様と確認・検討し、より良いTAC管理の実現を目指してまいります。</p>

10	<p>まだら北海道太平洋、北海道日本海について、対象魚種も含めTAC対象魚種が増えるほどに、数量管理の観点から漁獲の制限が強いられていく。</p> <p>そのため、今のような進め方、つまりは、単一魚種毎の縦割り（今回はまだら）で進められては、懸念としている、最終的に管理下に置かれた際の混獲された魚種の制限をどう管理していくかが棚上げになってしまう。</p> <p>漁期中にひとつのTAC魚種が制限枠となった場合の管理方法を具体的に示して貰いたい。「操業を続けるために、海中投棄やむを得ずか」との問いに、「それでは困る」との具体性のない回答を受けているだけでは、この重要課題は何ら解決に至らないし、このままこの課題が蔑ろになるのであれば、次のステップに進んではならないと強く意識している。</p>	<p>漁獲対象魚種の複数がTAC管理になった場合、主対象としていない一部の魚種の漁獲枠が減少したことで操業に支障が生じる可能性についての御懸念があることは理解しております。</p> <p>これまでも、資源の特性や漁業の実態を踏まえてTACの柔軟な運用について必要に応じて導入してきたところであり、今後、ステップアップ管理の中で、混獲魚種の管理手法をはじめ、様々な課題を関係者の皆様と確認・検討し、より良いTAC管理の実現を目指してまいります。</p>
11	<p>ステークホルダー会議での発言にて資源水準の定め方における資源管理をする基礎数値（目標管理基準値等）に疑義があるとのことであった。</p> <p>このことはまだら資源が広域であり、また海域においては「大きな変動が生じる資源である」ところからである。</p> <p>数値に基づき制度が運用されることと認識されるため変動する資源把握が不確実な中で運用数値を定めることにより漁業の混乱を招くものと懸念されるところである。</p> <p>まだらによらず回遊魚は量的管理による資源上昇することは理解するが、量的なものだけではなく年級による「親魚の質」</p>	<p>まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海の資源について、資源評価の改善の必要性については理解しておりますが、現在の評価をベースに数量管理を始めることは可能と考えます。</p> <p>今後、ステップアップ管理の中で、様々な課題を関係者の皆様と確認・検討し、より良いTAC管理の実現を目指してまいります。</p>

	<p>によるところも加入資源上昇の一因とされるものではと推察されることから数量管理ありきの考え方にも懸念があり、更に議論を深めなければ数量管理の調整は時間を要すものと推察する。</p> <p>したがって特定水産資源への追加についてはステークホルダー一会議を踏まえると時期尚早と思われるが、漁業者が実際に担っていかなければならない方策、運用、制限措置等を更に具体的に細分化し議論を重ねていく必要があることを意見する。</p>	
12	<p>この資源は北方四島周辺から流れてくる「またがり資源」であり、また、ロシアとの漁業協力が厳しさを増す中、資源管理、資源調査等の算出は出来ないと考えます。</p> <p>資源評価についても北方四島周辺でロシア側の操業により、漁獲が大幅に上下することも考えられ、我々としては漁獲できるのにTACがなく獲れないという状況が起こらないような仕組みにして頂きたい。</p> <p>水産庁には、不確実性の多い資源評価に基づくTAC設定は慎重に議論して頂き、関係団体・関係漁業者の合意を得てから次のステップに進むことを前提にするよう強く要望します。</p> <p>まだらは刺網漁業の他、定置網やはえ縄漁など多くの漁業で漁獲され、混獲の漁獲が非常に多い魚種であります。我々としては各種漁業の対応方法が定まっていな中で、ステップ1に進んでいくことに大きな不安を抱えています。水産庁が示す資源管理基本方針に反対するわけではありませんが、漁業現場の</p>	<p>まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海の資源について、資源評価の改善の必要性については理解しておりますが、現在の評価をベースに数量管理を始めることは可能と考えます。</p> <p>今後、ステップアップ管理の中で、様々な課題を関係者の皆様と確認・検討し、より良いTAC管理の実現を目指してまいります。</p>

	<p>意見を十分に理解し、課題を明確にし、一定の解決を得られた上で進んでいくべきと考えますので、ステップ1の先送りも検討して頂きたい。</p>	
13	<p>ステークホルダー会議の資料説明では、 「数量管理は、関係者の利害が絡み短時間での合意が難しい面がある」と記載されておりますが、数量管理に対する関係漁業者の合意が難しいことの主な理由は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に資源評価の不確実性が非常に大きい資源があること。</li> <li>・ 対象魚種を混獲する各種刺し網漁業への対応方法が定まらないことに加え、クロマグロで経験しているように、定置漁法（免許定置、小型定置、底建網）では、対象魚種の数量管理を行おうとすると、対象魚種以外の漁獲をも制限せざるを得ない課題があるなど、諸課題への対応方法が示されないことへの不安が大きいことにあると考えます。</li> </ul> <p>特に、北海道周辺のまだら資源では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まだら北海道太平洋」及び「まだら北海道日本海」というように、海域での資源評価を行っていますが、これは隣接海域に産卵場が散在して広い範囲で分布することなどから、現状では「系群」での評価すらできない資源であること。</li> <li>・ これら資源の動きは正しい推定が可能としていますが、資源量の絶対値の推定が難しく、MSY水準の推定値を用いた漁獲管理規則の2系ルール（過去の平均漁獲量に研究機</li> </ul>	<p>まだら北海道太平洋及びまだら北海道日本海の資源について、資源評価の改善や管理手法の適正化の必要性については理解しておりますが、現在の評価をベースにTACの柔軟な運用を図りつつ、数量管理を始めることは可能と考えます。</p> <p>今後、ステップアップ管理の中で、様々な課題を関係者の皆様と確認・検討し、より良いTAC管理の実現を目指してまいります。</p>

関が示す係数を乗じて算出)でのABCが提案されている資源であること。

などから資源評価の不確実性が非常に大きいこと、更に混獲対応に至っては、資料では「混獲の程度が低くなる方法がないか、操業の工夫を一緒に考えていく方向性」とされ具体的な対策が示されていないこともあり、現時点において、諸課題を先送りしてまで数量管理の社会実装を急ぐことは受け入れがたい状況にあります。

したがって、資源状況の把握に努めながら数量管理以外の手法を検討していただくとともに、仮に、強引に特定水産資源に追加する場合であっても、関係漁業者との十分な協議により資源管理を行う上での課題を明確にし、一定の解決を図ったうえで、次のステップに進むことを前提とするよう強く意見します。

また、課題の解決が図られ、数量管理に伴う漁獲規制が行われる段階においては、2系ルールは精度が低く、保守的な評価となる傾向があることから、漁業現場が混乱しないよう、漁業実態に即した期中改定等による留保枠の確保が徹底されるよう、併せて意見いたします。

	【その他】	
14	<p>行政（水産庁以外の行政機関も含む）の能率の向上及び公正性の向上のため、法人である事業者については法人番号の提出を合わせるようにすべきと考える。</p>	<p>本意見募集の対象である資源管理基本方針の一部を改正する告示（案）には、法人である事業者から書類等の提出を求める内容は含まれておりませんが、いただいた御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>